

平成25年度「規制緩和要望」について

〔平成25年11月21日〕
一般社団法人 第二地方銀行協会

当協会は、平成25年度「規制緩和要望」として、銀行業務に関する要望および成長分野に係る要望を別添のとおり取りまとめ、内閣府（規制改革ホットライン）に提出いたしました。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

金融情報室：中山、加藤

TEL:03-3262-2543

【銀行業務に関する要望】(平成25年10月22日提出)

1. 「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外 (新規)

【要望】国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について割賦販売法の規制の対象外とし、取扱いに伴う負担の軽減を図る。

2. 信用保証協会保証付債権の譲渡に関わる要件の緩和 (継続)

【要望】再生ファンド等に譲渡する際の要件として、現状認められている中小企業再生支援協議会の策定支援計画等に加え、「認定支援機関が関係者と合意のうえ策定した再生計画」を追加する。

3. 動産譲渡登記等を取り扱う登記所の複数化 (継続)

【要望】動産担保融資促進の観点から、動産譲渡登記等を取り扱う登記所(現在、東京法務局のみ)を複数化する。特に、復興支援の観点から、東北地区の対応を優先する。

4. 動産譲渡登記の公示性の強化 (継続)

【要望】動産譲渡登記が、占有改定による譲渡担保に優先するよう制度改正する。

5. 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化
(継続)

【要望】事務負担軽減等の観点から、不良債権開示の一元化を図る。

6. 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外 (継続)

【要望】生命保険募集人である企業の役職員、および当該企業と密接な関係を有する法人の役職員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外する。

【成長分野に係る要望】（平成25年10月31日提出）

I. 農業分野

1. 農業生産法人の設立要件の緩和

【要望】企業等の多様な担い手が農業に参入できるよう、農業生産法人の設立要件（出資額や役員数等）を緩和する。

2. 中小企業信用保険制度の農業への適用

【要望】異業種から農業への新規参入に限り、中小企業信用保険の適用対象に農業を追加する。

3. 6次産業化のための地域ファンド（サブファンド）に対する農林漁業者の過半出資の要件緩和

【要望】(株)農林漁業成長産業化支援機構を中心に推進している6次産業化のための地域ファンド（サブファンド）に対する出資要件（農林漁業者の過半の出資が必要）を緩和し、農林漁業者以外の一般事業者が出資できる余地を拡大する。

II. 医療・介護分野

4. サービス付き高齢者向け住宅の申請フローの簡素化（県や市での一本化）

【要望】サービス付き高齢者向け住宅に係る建築確認申請や登録申請、補助金申請の窓口について、都道府県あるいは市区町村に一本化することにより、審査期間を短縮する。

5. 社会福祉法人の財産への担保設定に係る行政の承認手続きの不要化

【要望】社会福祉法人の財産への担保設定に係る行政の承認手続きを不要とするか、少なくとも承認の要件を明確化する。

III. 再生エネルギー分野

6. 風力発電事業に係る環境影響評価（アセスメント）の審査期間短縮

【要望】風力発電事業に係る環境影響評価（アセスメント）について、現状、着工までに3～4年を要するところ、太陽光発電パネル等の再生可能エネルギー発電事業に準じ、審査期間を短縮する。

7. 太陽光発電事業における屋根・屋上の賃借に係る登記制度の整備

【要望】太陽光発電事業における屋根・屋上の賃借を念頭に、現状、建物の一部に対する登記が出来ないとされている登記制度を見直す。

8. 太陽光発電の推進に係る農地転用手続きの簡略化

【要望】太陽光発電パネルの設置にあたり、耕作の用に供されていない農地については、農地転用手続きを簡略化する。

以 上